

会員 各位

浜松剣道連盟
会長 柳川 樹一郎**剣道 1 級審査会要項**

- 1) 日 時 令和5年6月17日(土) 午前9時受付開始 9時30分開会
- 2) 審査会場 浜松武道館 浜松市中区西浅田2-3-1 TEL053-456-0314
- 3) 主 管 浜松剣道連盟
- 4) 審査方法 一次、切り返し・実技審査 ・ 二次、木刀による剣道基本稽古法
木刀による剣道基本稽古法は、基本1～基本9の中から当日3本を指定して課す。
(掛かり手・元立ちの両方を行う。)
- 5) 資 格 浜松剣道連盟 令和5年度年次会員登録者であること。
【1級】小学校6年生以上。但し、小学校6年生および中学生においては、2級取得後3ヶ月以上の修行が必要。高校生(これに準ずる年齢の者)は、2級と1級を同時に受審可能で、18才以上の方(高校生は除く)は、1級から受審ができる。

6) 審査料及び合格時納付額

項 級	対象	審査料(受審申込時)			合格時納入金			
		今級分	前級分	審査料計	今級分証書料	前級分証書料	基本登録料	合格時計
1級	6年生以上	¥2,300		¥2,300	¥4,400			¥4,400
	18歳以上(高校生除く)	¥2,300		¥2,300	¥4,400		¥3,240	¥7,640
1・2級 同時受審	高校生及び それに準ずる年齢	¥2,300	¥1,200	¥3,500	¥4,400	¥3,350	¥3,240	¥10,990
					(1級不合格時)	¥3,350	¥3,240	¥6,590

注1: 1・2級同時受審者で1級不合格の場合は、2級認定となるので、登録料および証書料として6,590円が必要です。

注2: 18歳以上で、受審申込時に級を持っていない者は、合格時に基本登録料3,240円が必要となり、1級合格時の納入金は証書料と併せて7,640円となります。

- 7) 申込方法 受審希望者は所属する団体を経由して、所定申込用紙へ該当事項を正確に記入し、「浜剣申し込み専用アドレス」にメールにて提出すること。なお、参加費は銀行振り込みとなりました。お間違えの無いようにお願いします。**【締め切り: 5月5日 12:00】**

- ◆メールアドレス 「hamakenkyu@gmail.com」
- ◆メールの件名は 「団体名、審査申し込み」とすること。
- ◆添付ファイル名は「団体名、1級〇名、2級〇名、3級〇名」とすること。
- ◆振込口座 「浜松いわた信用金庫 本店営業部」
 - 店番 011
 - 口座番号 2041341
 - 口座名 特定非営利活動法人浜松剣道連盟 理事 柳川 樹一郎

※振込名義について、個人で振り込まれる方は個人名、**団体で振り込まれる場合は別紙「剣道級審査会受審料、事前講習会参加費、合格時納入金について」をご確認ください。**

※振込手数料は、受審者（団体）負担でお願いします。

※事前講習会に参加を希望する者は、申込書の枠内に「○」印を記入すること。

※県登録会員証コピーの添付用紙については、受審希望者の登録証を添付したものを、写真データ（JPEG）またはPDFデータで送信ください。その際に、名前と登録番号が確認できるように添付するようにお願いします。

【メール提出の際、「申し込み受領確認」の返信を行っています。】

8) 申込書の記入事項

- ① 申込のエクセルファイル等が必要な場合は、申込専用アドレスに「ファイル希望」と空メールを送信ください。送信されたアドレスにファイルを添付し、返信いたします。
- ② 団体の責任者はまとめて、氏名並びに生年月日を正確に記入してください。
- ③ 不明の箇所のあるときは、事前に問い合わせてください。
- ④ 申込書の不備（県登録会員証のコピー添付されていない、県登録番号が記入されていない等）は受付できませんので、間違いの無いように記入してください。県登録番号とは、「浜松とカタカナ一文字」で始まる番号です。登録会員証に記載されています。
- ⑤ 申込書の受付は、期日までに必ずその団体責任者（代表者）がまとめて申し込んでください。
- ⑥ 申込後受審を取り消したり、審査当日に欠席したりした場合は審査料の返還は致しません。
- ⑦ 氏名にふりがなをつけてください。
- ⑧ 審査当日の満年齢を記入してください。
- ⑨ 職業欄には（例）小学・中学・高校の学年・会社員・公務員と必ず記入してください。

9) 合格時の納入金について

合格時の納入金（証書料、登録料）は銀行振り込みとなりました。別紙でお知らせする「剣道級審査会、合格時の納入金について」をご確認ください。

- 10) 連絡事項 下駄箱に靴が入りきらないことが予想されます。各団体で靴袋をご用意ください。入場時、入り口付近で密になることを避け、間隔をあけて待機してください。
- 11) 共通項目： 剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。しかしながら、剣道はコロナウイルス感染症の感染原因となる飛沫を発生する武道であるため、本審査会では面マスクかシールドの着用をお願いします。ご協力の程、お願いします。

※今後の社会情勢に伴いまして、対応について変更されることが予想されます。事前にホームページなどでお知らせをいたしますので、ご確認ください。